

鶴田町公式キャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鶴田町公式キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」
- (2) 鶴田町公式キャラクター「つるたん」

(使用基準)

第3条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 鶴田町（以下「町」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 営利目的のために使用すると認められるとき。
- (6) その他町長が使用について適当でないとき。

(使用申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鶴田町公式キャラクター使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用承認等)

第5条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に鶴田町公式キャラクター使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に鶴田町公式キャラクター使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用承認期間等）

第6条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第4条の規定により使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。

（2）使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

（3）デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

（4）キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

（5）キャラクターには、「鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」」又は「鶴田町公式キャラクター「つるたん」」を付記すること。

（6）前号の規定にかかわらず、「鶴田町マスコットキャラクター「つるりん」」又は「鶴田町公式キャラクター「つるたん」」を付記することが困難な場合は、町長が認めた表記方法とすること。

（7）キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

（8）商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、鶴田町公式キャラクター使用変更承認申請書（第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に鶴田町公式キャラクター使用承認取消書（第5号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 前条の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。